

日本共産党赤石ひろ子、2021年6月市議会、一般質問

私は通告通り、以下4項目について順次質問いたします。

はじめに、小規模特別養護老人ホームの事業継続支援について、健康福祉局長に伺います。

質問①

「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づき本市が進めるも、譲渡民設化に至らなかった3つの特別養護老人ホームは、いずれも定員100名未満の小規模施設です。介護報酬だけでは採算が取れず、「しゅくがわら」と「陽だまりの園」は譲渡民設化を辞退したものの、「介護度の高い高齢者のセーフティネット」としての使命感から、指定管理者制度の3年間延長を受諾。しかし、「こだなか」は休止となり、入所者34名は望まぬ転居を余儀なくされました。二度と同じことが繰り返されてはならないと思います。わが党は3月議会の代表質疑で、3施設に対する大規模修繕を市の責任で行うこと等を求め、健康福祉局長から、令和3年度予算で計上の約2億6,300万円を「大規模修繕の実施に係る予算として着実に修繕を実施する」との答弁を得ています。熱中症が心配される夏前までの空調設備の工事完了は必須ですが、「しゅくがわら」と「陽だまりの園」の大規模修繕の内容と進捗状況について伺います。

答弁①

特別養護老人ホームについてのご質問でございますが、はじめに、「しゅくがわら」につきましては、厨房設備の更新を本年4月に終えており、引き続き、入浴設備の更新に向けて調整を進めているところでございます。次に、「陽だまりの園」につきましては、現在、空調設備の更新工事を進めているところでございまして、7月上旬の工事完了を目指しているところでございます。今後におきましても、両指定管理者の意向や施設状況を踏まえながら、今年度中に、電気設備工事や防災設備工事など、必要な修繕等に対応してまいりたいと存じます。

「陽だまりの園」の長年の切実な要望だった空調更新工事は7月上旬に工事完了とのことです。「しゅくがわら」も含め必要な修繕工事等の速やかな実施をよろしくお願いいたします。

質問②

現在、休止中の「こだなか」にも今年度予算で大規模修繕費が計上されています。再公募に向けては、外部有識者を入れて検証していくとのことです。が、修繕内容も含め進捗状況について、伺います。

答弁②

特別養護老人ホーム「こだなか」についてのご質問でございますが、現在、譲渡民設化における課題やその解決策等について、庁内検証会議や外部有識者会議による検証を進めており、今年度の上半期を目途に結果を取りまとめ、議会に報告した上で、再公募に繋げてまいりたいと考えております。また、再公募に際しましては、大規模修繕費の内容を示し、運営法人の募集を行った上で、選定された法人の事業計画に見合った修繕工事などについて、当該法人により実施いただくものとして、検証作業の中で、検討を進めているところでございます。

こだなかの再公募にあたっては、今後も動向を注視してまいります。

質問③

ところで、本市では定員60名以下の施設に対して、民間老人福祉施設等職員雇用費を交付してきました。「陽だまりの園」は該当施設ですが、これまでの交付状況と今後の適用について、伺います。「陽だまりの園」での聞き取りでは、この間のコロナ感染拡大や譲渡民設化にかかわる事業継続への不安感から8名が一挙に離職という深刻な状況があるものの、求人しても人が集まらず苦慮しているとのことでした。「しゅくがわら」は、定員68名でそもそも、この支援の対象外です。「しゅくがわら」でも同様に人材確保は困難で、「人材派遣会社を利用すると20%ものマージンが取られ、短期間で離職されると負担ばかりがかさむ」「職員雇用補助の適用がないと継続は厳しい」と話しています。市として「安定した経営に対する課題」認識があるならば、助成金増額や対象施設の拡大など、内容を見直すべきと考えますが、見解を伺います。

答弁③

民間老人福祉施設等職員雇用費についてのご質問でございますが、本事業につきましても、定員60名までの施設を対象に、入所者の処遇向上を目的として実施しているものでございまして、条例等において定めている職員定数を超えて雇用する場合に、これまで助成金を交付してきたところでございます。また、本事業は、本市職員の給与改定を踏まえ、助成金額の改定を行ってきたところで、今年度において、定員51名から60名の施設については、職員1名分、年額297万円、また、「陽だまりの園」を含む、定員10名から50名の施設については、職員2名分、年額594万円を交付するものでございます。今後につきましても、施設の安定的な運営などに向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

質問④

わずか8名の定員超えで民間老人福祉施設等職員雇用費が適用されない「しゅくがわら」に対し、支援策等はあるのか、伺います。

答弁④

支援策等についてのご質問でございますが特別養護老人ホームの安定した経営に向けましても、社会福祉法人の経営改善や、介護人材確保の支援等を行ってきているところでございますが、再編整備計画を進める中で、小規模施設における様々な課題があることを認識しており、現在、検証作業を進めているところでございます。

質問⑤

小規模特養ホームにとって譲渡民設化の一番の障壁は、原則20年間の事業継続や更地返還等の厳しい条件でした。わが党の代表質疑ではこの条件について「市と協議を行ったうえで変更することができる」とお答えいただいています。「しゅくがわら」「陽だまりの園」の指定管理者と、どのようなスケジュールで協議が行われているのか、伺います。3つの小規模特養ホームに関しては公設民営化すべきと考えますが、見解を伺います。

答弁⑤

譲渡民設化についてのご質問でございますが、はじめに、「原則20年以上の施設運営」や「土地の更地返還」につきましては、法人が条件を維持することが困難となった場合に、利用者ニーズや社会情勢の変化等を踏まえ、本市と協議を行った上で、変更ができるものと考えているところでございます。また、それまでの間、指定管理者や問い合わせのあった法人と、譲渡民設化についての意見交換を行ってきているところでございますので、引き続き、丁寧な説明に努めてまいりたいと存じます。次に、「特別養護老人ホームしゅくがわら、陽だまりの園」の民設化の手法等につきましては、再編整備計画の検証を進めていく中で、譲渡民設化に向けた課題解決に向け、検討を進めているところでございますので、今後の方針につきましては、今年度の上半期を目途にお示していきたいと考えております。

意見要望です。方針が上半期をめどに示されるとのことですが、小規模特養ホームの安定的な事業継続は、緊急対応的な修繕だけでは不十分と考えます。譲渡民設化の条件緩和も民設化が大前提で、現指定管理者は、いまの譲渡民設化の条件のままでは事業継続を決断できない状況です。公設民営とすべきです。「しゅくがわら」も「陽だまりの園」も全国展開するような大手ではなく、地域に根差し福祉貢献してきた地元の社会福祉法人であり、こうした法人こそ、市が支えるべき存在です。安定して事業継続できるだけの財政支援と丁寧な話し合いを要望しておきます。

次に、多摩区堰・宿河原地域のバス路線について、交通局長に伺います。

質問①

私は、2019年の初質問で、堰・宿河原地域への市バス・カリタス路線の延伸を求めましたが、この地域要求は関係する複数町会の協力も得て3,255筆の署名を集めた大きな市民運動に発展しました。しかし請願は、わが党議員ほか賛成少数で不採択となりました。環境委員会の請願審査時には、当該地域の公共交通について、以前からの地域要求の高さは受け止めつつも「延伸には課題がある」との認識が示されました。どのような課題か、改めて見解を伺います。

答弁①

市バス路線についての御質問でございますが、多摩区堰・宿河原地域へのバス路線新設につきましては、当該地域及び登戸駅周辺にバスを折り返す地点がなく、バス車両や運転手など、新たな投資も必要となりま

すが、その投資に見合った需要は見込めない状況でございます。

また、カリタス線を延伸する場合、大きく迂回して戻る経路となり、運行距離、運行時間が、大幅に増えるため、バス車両や運転手などの限られた資源を活用して運営している現状においては、当該路線を減便せざるを得なくなり、利便性が低下してしまううえ、新たな迂回経路においても、需要が見込めないことなどから、採算性の確保が難しいものと考えております。

現在、市バスでは、新型コロナウイルス感染症の影響等による、非常に厳しい経営状況の中、路線の見直しやダイヤ改正など、市バス事業の維持に向けた経営改善の取組を進めていることを踏まえると、当該地域へのバス運行については、大変難しいものと考えております。

質問②

カリタス線からの延伸が困難な理由は、バスを折り返す場所がないことと採算性への懸念とのことです。折り返し場所については、交通局からの提案ルートで打開策が示されたと認識しています。採算性の問題ですが、確かに川崎市バスの令和元年度・路線別収支を見ても、28路線中黒字は5路線のみで、カリタス線も4,000万円余の赤字です。しかし、本市では、採算性を置いても、公共性の高い路線の維持、充実を図るために「行政路線補助金」を設け、一般会計からの繰り入れを行ってきました。カリタス線も該当路線ですが、対象路線である理由、また補助額について伺います。この補助金は、今後も維持されるのか、伺います。

答弁②

カリタス線についての御質問でございますが、行政路線は、多くの需要が見込めない地域の交通手段を確保するために運行している路線で、2つの区分がございます。その1つ目は、駅と駅をつないでいる路線、または川崎駅から臨海部へ放射線状に運行している路線と相当程度重複し、途中から分岐、延伸している系統、2つ目は、JR南武線からおおむね1キロメートル程度の位置を並行している系統でございます。カリタス線は後者に該当するものでございます。

次に、当該路線の補助金額につきましては、令和2年度は2,777万円余となっております。市バスでは、コロナ禍のなかで路線の見直しやダイヤ改正等を行っておりますので、当該補助金についても、併せて検討していくものと考えております。

質問③

JR 南武線から概ね 1 キロメートル程度の位置を平行して走る路線は補助金対象とのことです。ならば、カリタス線からの延伸ルートもまた同様に JR 南武線と並行して走ることとなります。補助金対象にならないのか、伺います。また、カリタス線の利便性低下について、環境委員会で、わが党同僚議員が「車両や運転手を他路線と融通することでカバーできないか」質問しました。打開策について、伺います。今後、川崎北部における営業所の再整備計画など、市バス路線を維持・拡充するための中長期的な取り組みについても、伺います。

答弁③

市バス路線についての御質問でございますが、

市バスでは、行政路線を含めた全路線を対象に、効率的・効果的な運行に向けたダイヤ改正等を行うことで、バス運行の維持に取り組んでいるところでございます。こうした状況の中、カリタス線の路線延伸につきましては、採算性や利便性の低下など、当該路線における既存のバス運行の維持に影響が大きいことから、行政路線の対象として位置付けることは大変難しいものと考えております。

また、当該路線につきましては、JR南武線で隔てられた地域を運行しており、他の市バス路線を運用することは北部地域全体のバス運行に影響があるため、大変難しいものと考えております。

次に、市バスにおける中長期的な取組についてでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による減収の規模は非常に大きく、従前の乗車人員への回復は望めないことから、今後も厳しい経営状況が続くことが見込まれております。そのため、現時点では営業所再整備等の大規模な投資は難しい状況でございますが、今後も検討を続けるとともに、市バス事業を維持するため、路線の見直しやダイヤ改正等による事業規模の適正化などに取り組んでまいります。

一貫して路線の新設、延伸は難しいとの答弁を受けての、意見要望です。コロナ禍で経営状況が厳しいことは理解します。しかし、堰・宿河原地域でバス路線を望んでいるみなさんは、コロナでなくても、交通手段がないために外出の機会や範囲を制限されるなど、「移動の自由」を奪われてきました。市民の足を確保し生活の質を保障することこそ、公営バス事業者である市バスの役目ではないでしょうか。今後、路線見直しやダイヤ改正、補助金検討等を行うとのことですが、市民サービスの後退に決してならぬよう要望しておきます。またカリタス路線延伸に関しては、引き続

き取り上げてまいります。

次に、多摩区における保育所整備について、こども未来局長に伺います。

質問①

今年4月、川崎市は「保育所の待機児童数ゼロを達成」と報じましたが、保育所の利用申請者数は前年比655人増の3万5398人で、過去最多となりました。わが党は代表質問でも、申請者数こそ真の利用ニーズであり、その数に見合う保育所整備を求めてきました。待機者ゼロの背景には、希望する保育所に入れず、やむなく認可外に預けたり、預けること自体を諦めたりする方の存在が少なからずあります。多摩区では今年、希望する保育所に入れなかった保留児童数が前年より28人増え、市内で唯一増加に転じました。多摩区における直近5年間の、就学前児童数、保育所等利用申請者数、利用児童数、保留児童数について伺います。また、今年保留児童数が増えた理由についても、伺います。

答弁①

多摩区における就学前児童数の推移等についての御質問でございますが、はじめに、4月1日の就学前児童数につきましては、平成29年が10,120人、平成30年が9,995人、平成31年が10,009人、令和2年が10,022人、令和3年が9,898人でございます。

次に、利用申請者数につきましては、平成29年が4,067人、平成30年が4,354人、平成31年が4,597人、令和2年が4,791人、令和3年が4,963人でございます。

次に、利用児童数につきましては、平成29年が3,750人、平成30年が3,911人、平成31年が4,232人、令和2年が4,533人、令和3年が4,677人でございます。次に、保留児童数につきましては、平成29年が317人、平成30年が443人、平成31年が365人、令和2年が258人、令和3年が286人でございます。次に、多摩区におきましては、保留児童数が増加しておりますが、申請者数の伸びが他区に比べて若干多かったことが、要因の1つではないかと考えております。

質問②

就学前児童数は横ばいですが、それに反して利用申請者数、利用者数、保留児童数は増加しています。(ディスプレイをお願いします)現在、多摩区には保育所等は68園あり、その分布状況はご覧のとおりです。赤は認可保育所、青は認可外等

です。稲田堤駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺には集中していますが、その他はまばらです。次に主たる利用駅エリア別の就学前児童数を重ねてみます。必ずしも就学前児童数に応じた整備にはなっていません。近年、戸建て住宅の開発が著しい中野島では、「近くの保育所に入れず、通勤方向とは逆の稲田堤の保育所に預けるしかなかった」「復職を諦めた」という声も多く聞かれます。また、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺は区画整理事業等の進捗に伴い子育て世代の人口増加も見込まれると考えます。今後の保育所整備の方針、具体的な整備予定について伺います。園庭の有無も保育所選択に大きく影響すると思いますが、多摩区内で園庭を有する保育所等の数も伺います。

答弁②

多摩区における保育所整備についての御質問でございますが、今後の保育所整備につきましては、今年度、令和4年度から4年間を計画期間とする「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の次期計画を策定することとしておりますので、就学前児童数の推移や保育所等利用申請状況などを踏まえながら、新たな量の見込みと確保策を定めてまいりたいと存じます。

なお、令和4年4月に、登戸地内において、定員60人の保育所の整備が決定しているところでございます。また、保育所整備の主たる手法である民間事業者活用型保育所整備においては、整備の必要な地域の絞り込みを行い、町丁名を限定することや、事業者に対し当該地域への整備を促すなど、より必要な地域に整備が進むよう取り組んでまいります。次に、多摩区内で園庭を有する保育所等につきましては、68園のうち、46園が園庭を有しているところでございます。

意見要望です。今後の保育所整備は来春、登戸に認可保育所が1園のみ、保育所が少ない地域への増設も必要です。厚労省の「地域児童福祉事業等調査報告」によれば、保育所選択理由は「自宅から近いこと」がトップ回答です。利用者にとって送り迎えが便利なこと、また施設事業者にとっても駅周辺よりも住宅地のほうが園庭などを確保しやすいメリットもあります。保育所要望が高い中野島には、市営中野島住宅に隣接した福祉用途の市有地があります。ぜひ、この土地も視野に入れ保育所整備計画を進めていただくことを要望しておきます。

精神疾患を持つ高齢女性が夫の死亡により契約更新を断られるなど最後に、住宅困窮者への支援について、まちづくり局長に伺います。

質問①

長引くコロナの影響もあり、住まいに困窮する方が増えています。生活相談でも、精神疾患を持つ高齢女性が夫の死亡により単身となったことで契約更新を断られる、保証人がいないために契約できないなどの事例に遭遇します。本市では、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが「住宅確保要配慮者」として位置づけられ、本来、こうした方々のために機能すべきが公的賃貸住宅ですが、全国的に減少傾向です。2018年住宅・土地統計調査によれば、2003年からの15年間で公営借家が26.1万戸の減、UR・公社借家が18.9万戸の減、併せて45万戸の公的賃貸住宅が削減されています。本市の市営住宅の整備状況について、行政区別に伺います。今後、市営住宅は増やすべきと考えますが、見解を伺います。

答弁①

市営住宅についての御質問でございますが、はじめに、区別の市営住宅の管理戸数につきましては、本年4月1日現在、川崎区1,281戸、幸区,3,862戸、中原区6,96戸、高津区4,592戸、宮前区4,481戸、多摩区2,101戸、麻生区439戸、計17,452戸でございます。次に、今後の供給につきましては、川崎市住宅基本計画において、将来の人口・世帯の動向や民間賃貸住宅の活用等を踏まえ、当面は現状の戸数を維持することとしています。

質問②

昨年度の市営住宅の募集総数、応募総数、応募倍率と、そのうちの高齢者・心身障害者世帯向け区分の募集総数、応募総数、応募倍率について伺います。また、65歳以上の高齢者が申し込むことが出来るシルバーハウジングの管理戸数と入居率、令和2年度の募集総数、応募総数、応募倍率についても伺います。

答弁②

市営住宅の応募状況などについての御質問でございますが令和2年度の応募状況につきましては、募集総数586戸に対して応募総数が8,483件で、応募倍率は14.5倍でございます。そのうち、高齢者・心身障害者世帯向け区分については、募集総数115戸に対して応募総数が913件で、応募倍率は7.9倍でございます。次に、令和3年6月1日時点のシルバーハウジングの管理戸数などにつきましては、市が直接建設した住宅が758戸、民間住宅を借上げたものが435戸、計1,193戸で、入居率につきましては93.5%でございます。なお、令和2年度のシルバーハウジングの応募状況につきましては、世帯向け区分は、募集総数21戸に対し

て応募総数が140件で、応募倍率は6.7倍、単身者向け区分は、募集総数46戸に対して応募総数が1,631件で、応募倍率は35.5倍でございます。

質問③

本市の市営住宅整備戸数は現状維持、行政区でばらつきもあります。応募倍率は全体で14.5倍、高齢者・障がい者枠で7.9倍、シルバーハウジングの単身世帯向けは35.5倍と高倍率です。市営住宅に入りたくても入れず、民間賃貸住宅を選ばざるを得ないのが現状です。本市では、住宅確保要配慮者に対応できる民間賃貸住宅はどのように確保しているのか、伺います。また住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅を借りる場合、どのような支援制度があるのか、伺います。また制度の利用実績について、直近5年間で伺います。

答弁③

居住支援の取組についての御質問でございますが、はじめに、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受け入れにつきましては、現在、川崎市居住支援協議会において、要配慮者に関する入居時の情報共有や入居後の支援体制を検討・構築するなど、要配慮者の受け入れに不安を感じている不動産事業者や家主の理解が得られるための取組を進めております。次に、支援制度につきましては、平成12年度に創設した「川崎市居住支援制度」において、連帯保証人の確保が困難な高齢者や障害者等に対し、本市と協定を結んだ保証会社による家賃債務保証の提供や、居住継続に向けた各種支援の捌共を行っております。次に、直近5年間の制度利用実績につきましては、平成28年度143件、平成29年度155件、平成30年度166件、令和元年度135件、令和2年度112件でございます。

質問④

居住者が単身高齢者の場合では、居住後の安否確認、看取りなどの課題も生じます。東京都中野区の「あんしんすまいパック」は、民間賃貸住宅に住み替える予定、もしくは住んでいる人を対象に、1万1,000円～の初回登録料、月額利用料1,650円～を支払うことで、週2回の安否確認や亡くなった後の住宅の現状回復、遺品整理、葬儀の費用を100万円まで補償します。本市の取り組みを伺います。

答弁④

住宅確保要配慮者への支援についての御質問でございますが、

本市の取組につきましては、居住支援協議会において、入居者の生活支援に関する情報等を不動産事業者や家主と共有し、入居者の支援が必要な時に速やかに対応するために作成した「入居者情報共有シート」や、入居者や家主等に向けた支援サービス等を整理した「住宅確保要配慮者居住支援ガイドブック」等を活用して、不動産事業者等に周知啓発を行うことで、要配慮者が安心して居住できるための取組を進めているところでございます。また、みまもりサービス等につきましては、「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」が取り扱う「神奈川あんしんすまい保証制度」及び本制度の廉価版サービスである「あんすまコンパクト」を、本市協議会の「すまいの相談窓口」にて周知しているところでございます。

なお、「あんすまコンパクト」につきましては、「ホームネット株式会社」がサービスの提供を行っており、その内容は、利用者に対する週2回の電話による安否確認や亡くなられた際の原状回復や遺品整理、葬祭等の費用に対して100万円を限度に補償するもので、初回登録料11,000円、月額利用料1,650円で利用することができる見守り支援サービスでございます。

質問⑤

廉価な居住支援サービスが求められると同時に、家賃や保証料への経済的支援を望む声も高まっています。たとえば市が提携する保証会社と保証人契約を結べる「川崎市居住支援制度」を利用できるのは、①家賃等の支払いができる見込みがある、②自立した生活ができるなどの条件を満たす方で、2年間の契約で月額家賃と共益費の合算額の35%の保証料と家財保険料が必要です。前述の住宅・土地統計調査には、川崎市の月額平均家賃は75,174円と、全国平均の55,675円に比べ約2万円も高く、横浜市と比べても3,751円も高くなっています。年金生活者では月々の家賃支払いも、支援制度を利用するための初期費用も大きな負担です。東京都新宿区が保証料を単身世帯36,000円、2人以上世帯45,000円の限度額で、初回だけでなく最長10年間助成するほか、東京23区、大都市圏を中心に家賃や保証料を助成する自治体が増えています。本市でも、家賃補助制度を創設すべきです、伺います。

答弁⑤

家賃等の生活の支援についての御質問でございますが、入居時の生活支援につきましては、すまいの相談窓口等において、要配慮者等からすまい探しに関する相談があった際に、生活状況や福祉的支援の必要陛などを確認し、生活の支援が必要な方に対しては、福祉部局と連携しながら、住居確保給

付金等の適切な支援を活用するとともに、不動産事業者から具体的な物件の紹介を行うなど、きめ細やかな対応を行っております。
今後も引き続き、関係局や支援団体等と連携を図りながら、要配慮者への居住支援に資する取組を進めてまいります。

住居の安定確保は「健康で文化的な生活を営む」ための第1条件です。市営住宅の増設、住宅確保要配慮者の対象拡大等、支援制度の拡充とともに、他都市よりも家賃相場が高い本市だからこそ、一時的支給の住居確保給付金ではなく、必要な方が必要期間利用できる家賃補助制度の検討を求め、質問を終わります。